

Title	13世紀カスティーリャ王国における普通法：国王立法とフエロ（都市法）への影響
Author(s)	駒村, 幸
Citation	Estudios Hispánicos. 2022, 46, p. 93-103
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/98065">https://hdl.handle.net/11094/98065</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

(研究ノート)

## 13世紀カスティーリャ王国における普通法

——国王立法とフエロ（都市法）への影響——

駒 村 幸

### 1. はじめに

カスティーリャ王国は、13世紀半ば頃から「大レコンキスタ」を遂げ王国の領土が急速に拡大してゆく。1230年にレオン王国との最終的統合を果たしたフェルナンド3世（Fernando III, 1201-52, カスティーリャ王位 1217-52, レオン王位 1230-52）のもと、アル・アンダルスへのレコンキスタに着手し、コルドバ（1236年）、ムルシア（1243年）、ハエン（1246年）などの主要都市とアル・アンダルス最大の都市セビーリャ（1248年）を攻略した。すでに王国の再征服運動が最終局面に入ったことで、つづくアルフォンソ10世（Alfonso X, 1221-84, 位 1252-84）の治世下で王国が直面した緊切の課題は急速に拡大した王国の防衛と維持であった。カディスやニエブラへの小規模な再征服運動を展開しつつ「大レコンキスタ」に伴い王国に編入された広大な土地への再植民運動を推し進め、それと同時に、複数の王国（reino）や領主地（señorío）の緩い連合体であったカスティーリャ王国（Corona de Castilla）の統合の強化を図る必要があった。当時カスティーリャ王国は、各王国が固有の特権と異なる法制度をもち、さらには、11世紀以降に王国の各地域で発展を遂げ、成立時期や植民者構成、地理的条件はもとよりレコンキスタの進捗状況により性格の異なる都市がそれぞれ固有のフエロ（都市法）を享受する、いわば「法のモザイク状態」にあった。ゆえに、統合の強化を図るうえで法の統一はぜひとも成し遂げたい目標のひとつであった。

一方ヨーロッパ大陸では、1030年頃にユスティニアヌス法典の最重要部分である「学説彙纂」の6世紀の写本が南イタリアで再発見されたことに端を発してルネサンス（再生）が興ったローマ法と、中世カトリック教会が独自に発達させた、教会に関するすべての法すなわちカノン法が、普通法（ユス・コムーネ）として支配していた。とりわけ、註釈学派が基礎を築き註解

学派により完成に至った中世ローマ法学が各地へ伝播し、学識法とりわけローマ法がヨーロッパ世界へ浸透していき、ヨーロッパ各地でローマ法が地域固有法を補充する一般法の機能を果たすようになった。ローマ法の一般法化は、地域による偏差はあれ、イベリア半島も例外ではなかった。

本論文では、普通法が広がりつつあるなか「統一」に向けて動く13世紀（特に後半の）カスティーリャ王国に着目し、まず王国で普通法が根を下ろす背景と過程を踏まえ、法の統一化を図る国王立法の過程と普通法の影響の概観を経て、統一化政策の対象となったフエロへの普通法の影響を考察する。

## 2. カスティーリャ王国における普通法

普通法（ユス・コムーネ）としてのローマ法の継受は、ヨーロッパ各地で見られた現象ではあるものの、すでに述べたとおり、地域による偏差がある。ローマ・西ゴートの法伝統が残るイベリア半島<sup>1</sup>では、サンティアゴ巡礼路を經由して遅くとも12世紀後半にはこの新たな法文化が芽吹いたと推測される。その根拠の一つとして、ペレス・マルティネスは *Lo Codi* を挙げる。これは、1150年頃にプロヴァンス語でユスティニアヌス法典が要約されたものであり、13世紀初頭までに巡礼路沿いのパレンシア、レオン、サラマンカ等の司教区でカスティーリャ語へ翻訳されている（Pérez Martín 1996: 79）。またこの頃から、法学の創始者とされるイルネリウス（Irnerius, 1150頃-1130頃）が、おそらく、カノッサの城主トスカナ伯女マティルダ（Matilde di Canossa, 1046-1114）の後援を受けて創設したボローニャ大学の在籍名簿にイベリア半島出身の学生や教師が名を連ねていることも理由の一つとなりうる<sup>2</sup>。

- 
- 1 かつて西ゴート王国が支配したイベリア半島では、ゲルマン法とローマ法を融合した『西ゴート統一法典（*Liber Judiciorum*）』以後に編纂された「俗西ゴート法」が王国滅亡後も半島の各地で有効性を維持し、慣習法とすでに補完関係にあった。
  - 2 当時、教育機関としての大学はラテン語で *Studium generale* と呼ばれ、ボローニャ大学にはイタリアのみならずヨーロッパのあらゆる地域から学生が集まり、講義・講読（*lectio*）と討論（*disputatio*）中心の授業が共通語のラテン語で行われた。午前に行われる講義・講読の授業方法はすぐれてスコラ学的であり、権威を認められていた「市民法大全（*Corpus iuris*）」あるいは「グラティアヌス教令」

13 世紀に入ると、カスティーリャではパレンシア大学（12 世紀後半）に続いて、サラマンカ大学（1218 年）、バリャドリッド大学（1241 年）などの大学が創立され、両法博士（*doctor iuris utriusque*）として万国教授権（*ius ubique docendi*）を手にして帰国した者は教師として迎えられ、新たに法律家（*letrado*）を養成してポローニャでの研鑽を母国に還元した。しかし、活躍の場は大学に止まらない。例えば、国王の側近にあって立法で中心的な役割を果たし、また裁判官として法を適用し、聖俗諸機関の重要なポストについて普通法としてのローマ法の法理を定着させていった。なかでも特筆すべきは、オビエド司教フェルナンド・マルティネス・デ・サモーラ（Fernando Martínez de Zamora, 生年不詳-1275）であろう。彼は、1265 年から 3 年間ポローニャ大学で法学を学び『勅法彙纂および法学提要集成（*Summa Codicium et Institutionum*）』で有名で「アーズをもたずして法廷に出ることなかれ」といわれたアーズ（Azo, 1150 頃-1230）の弟子となった。アルフォンソ 10 世の信頼厚く、ヴェネツィア人法学者ヤコボ・デ・ラス・レイエス（Jacobo “el de las Leyes”, 1220 頃-1294）とともに『七部法典（*Siete Partidas*）』を編纂したと言われている。

国王による積極的な立法の推進により、普通法としてのローマ法がカスティーリャに根を下ろしていくなか、局地法すなわち最初はラテン語で、そして後にロマンス語で編纂された拡大フエロ（都市法）にもその兆候が表れはじめた。しかし、カタルーニャやパレンシア、マヨルカではローマ法の継受が比較的容易に進んだのに対して、カスティーリャ王国では紆余曲折を経ることになる。その最大の原因は、トマス・イ・バリエンテが述べるように、国王の法政策の決定に躊躇があったことと考えられる。立法権者としての国王を肯定するローマ法を好ましく思い、新しい法文化の研究を促進し、宮廷では法学者を侍らせ、次第に増大する権力を正当化するために法文を引き合ひに出す一方、王令の諸規則の優位性を保ち、専門的かつ洗練されてはいる

---

ㄨ 集」の法文を教師が読み上げ、字句の説明とその解釈を行い、12 世紀以降はさらに、事例の説明とそれに関連する法文間の矛盾の指摘ならびに解決を行うようになった。一方、午後に行われる討論では、教師が選んだ問題について教師と学生が議論し、最終的に結論を提示した。最初にローマ法を、ついでカノン法を 6～7 年かけて学んだ後、口頭試問を受け、教師から学識の証明として学位が授与された。学位は、どの国でも共通に認められ、万国教授権（*ius ubique docendi*）を意味したのである（Tomás y Valiente 2007: 198-200、勝田有恒他 2004: 122-125）。

ものの不人気であった法曹法ではなく伝統法やフエロを再認したのである (Tomás y Valiente 2007 : 204)。したがって、カスティーリャ王国でのローマ法の浸透は結果的に「新法」と「旧法」の対立を生み出すこととなり、実際に対立軸となったのは、都市自治体や領主地が適用域内となる慣習法、立法権者としての国王の法令 (王令)、法曹法としての普通法の三種である。

### 3. 国王立法と普通法

ガルシア・ディアスは、30年以上の長きにわたりカスティーリャ王国を統治したアルフォンソ 10 世の法政策を、彼を取り巻く政治情勢と法典編纂の目的に基づいて 1272 年を境に 2 つの段階に分けている (García Díaz 2020)。

第 1 段階では、同じ法規範を付与して「法のモザイク状態」にある局地法の統一を図る政策を進めた。まず、新たにカスティーリャ王国に組み込まれたアンダルシアやムルシアの主要都市に対しては、父王フェルナンド 3 世の政策を引き継いで既存のフエロ (都市法) を移植する方法をとり、その際に用いられたのが「俗西ゴート法」のカスティーリャ語版『フエロ・フスゴ (Fuero Juzgo)』を主体とする 1222 年のトレドのフエロである<sup>3</sup>。同フエロが選ばれた主な理由として、1) 付与対象の都市にモサラベの伝統があったこと、2) フェルナンド 3 世により再征服された近隣地域での付与に成功し定着したこと、3) 『フエロ・フスゴ』の広範囲に及ぶ完全な法令としての特性、そして 4) 国王を立法権者とする『フエロ・フスゴ』が王権の強化に適していたことが挙げられる (Tomás y Valiente 2007 : 162)。

王国全体を見渡すと、固有のフエロを享受し法家族を形成する都市自治体が多く存在する様はまさに「法のモザイク状態」と形容することができるが、その一方で成文法の空白地域が存在した。アギラール・デ・カンポーやブルゴス、バリャドリードといった中央山系以北のカスティーリャ王国地域の都市での成文法の欠如は、アルフォンソ 10 世が法の多様性と併せて解決

---

3 コルドバ (1241 年)、カルタヘナ (1246 年)、セビーリャ (1250 年)、カルモナ (1252 年)、アリカンテ (1252 年)、オリウエラ (1265 年)、ムルシア (1266 年) などに固有の特権と併せて付与された。名称はトレドのフエロではなく、セビーリャのフエロやコルドバのフエロのように、各都市の名で知られている (Tomás y Valiente 2007 : 163)。

に傾注した事案<sup>4</sup>であり、まずは前述の地域に“彼自身のフエロ”、すなわち『フエロ・レアル (Fuero Real)』を付与したのである。編者および編纂時期<sup>5</sup>に関してはまだ議論の余地があるものの、主に『フエロ・フスゴ』とカスティーリャ地域のフエロをモデルとし、4 編約 550 の条文からなる体系的な法典である。国王立法にもかかわらず王国の共通法としてではなく個別のフエロとして付与され、またサアゲンやソリア、エスカロナなど特に旧カスティーリャ王国地域の、すでにフエロを有する諸都市にも既存のフエロに代わる新たな法規範とすべく付与された。しかし、そこで既存のフエロとの抵触が生じる。とりわけ、マドリードやグアダラハラなどすでに拡大フエロを保有する都市では、『フエロ・レアル』に基づいて国王が指名する判事とフエロに基づく都市民による選出の判事が存在することとなり、『フエロ・レアル』の“付与”は自治権への侵害を意味した。ゆえに、『フエロ・レアル』の適用に対して貴族や都市自治体が反発し、国王は 1272 年のブルゴスのコルテスでこれを廃止し、特権を含む旧フエロを再び認めるほかなかったのである。

『フエロ・レアル』による局地法の統一が失敗に終わり、旧フエロへの回帰が進むなか、アルフォンソ 10 世は、ガルシア・ガリヨが立てた仮説によると、もとは *Libro del Fuero*（法書）と冠せられ、アルフォンソ 10 世の死後引き継がれ再編作業で『パルティダス (*Partidas*)』の名で知られるようになった *El Espéculo* を法理論書へと再編し始めた (García-Gallo 1951-1952: 445-448)。前文と 7 部 (*Partida*) 約 2700 の条文で構成され、今日『七部法典 (*Siete Partidas*)』として知られているこの法典にはいまだに謎が多く、編纂時期や編者、編纂目的に関して共通の見解が得られていない。『フエロ・レアル』が主にカスティーリャの伝統的な法で構成され、わずかながら「グレゴリウス 9 世教皇令集」（1234 年）の影響が見てとれるのに対して、『七部法典』の主たる法源は普通法（ユス・コムネ）としてのローマ法と教会法であり、なかでも「市民法大全（*コルプス・ユーリス*）」の「学説彙

4 当該地域では、準拠すべき成文法がないゆえに法廷では判事が判例 (*fazañas*) に従ってあるいは恣意的に判断していた例がある (Tomás y Valiente 2007: 163-164)。

5 編纂時期に関しては、1252 年にアルフォンソ 10 世が即位し 1255 年にアギラール・デ・カンポーやサアゲンに付与されたことからこの 3 年間の間とする説や、フェルナンド存命の 1249 年ブルゴス滞在時とする説もある (Tomás y Valiente 2007: 163)。

纂 (Digestum)』と「勅法彙纂 (Codex)」、 「グレゴリウス9世教皇令集」や「グラティアヌス教令集」が大半を占める。伝統的な法の再編から普通法の移入へと立法を刷新した目的には諸説あり、そのうちのひとつとして、Fecho del Imperio で知られる大空位時代の神聖ローマ皇帝選挙と関連づけて、皇帝位を獲得した暁に帝国の法とするために準備したが断念せざるを得なくなり法理論書としたとする説がある。

#### 4. フェロ (都市法) と普通法

つづくサンチヨ4世 (Sancho IV, 1258-1294, 位 1284-1295) とフェルナンド4世 (Fernando IV, 1285-1312, 位 1295-1312) の治世をとおして拡大フェロの承認と付与が繰り返され、そのなかで際立った存在感を放ったのが、1285年のクエンカのフェロである。クエンカのフェロは、アルフォンソ8世 (Alfonso VIII, 1155-1214, 位 1158-1214) の指示によりドウエロ川以南のカスティーリャ地域のフェロが概括された *Formulario* をモデルとし、その後の国王たちによる承認と加筆を経て13世紀半ば頃までに拡大フェロとして成立した。48章950の条文からなり、拡大フェロの中でとりわけ体系的で充実しているため数多くの都市に伝播し、いわゆる「法家族」を形成した。同フェロにおける普通法 (ユス・コム・ネ) の存在は、これまで少なくとも一般論として指摘されてきたが、ペレス・マルティネスは以下の点を挙げてそれを裏付けている：1) クエンカを再征服し最初のフェロを付与したアルフォンソ8世が共通法を教授するパレンシア大学の創設者であったこと、2) クエンカ第二司教聖ユリウス (San Julián de Cuenca, 1128-1208, 位 1196-1208) が同大学で学び教鞭をとった経験があったこと、3) 13世紀のボローニャ大学の在籍名簿にクエンカ出身の学生や後のクエンカ司教が記載されていること<sup>6</sup>、4) 普通法の教育を受けた法学者が編者となり、フェロにない規定を普通法で補った可能性があること (Pérez Martín 1996: 81, 102)。

またペレス・マルティネスは、『フェロ・レアル』による局地法統一政策

---

6 ペレス・マルティンが挙げる在籍名簿によると、ドミンゴ・マルティン・コンケンセとファン・マルコ・デ・クエンカが、いずれも、1269年に学生として滞在し、後のクエンカ司教ペドロ (位 1264-1271) が1267年に滞在し、滞在時期は不明ではあるが、アルフォンソ10世の書記官でもあったクエンカ司教ゴンサロ・グディエル (位 1272-1275) の名も確認できる。

失敗後の 1272 年に編纂されたソリアのフェロへの普通法の影響も考察している。同フェロの章立てが「カノン法大全（*Corpus Iuris Canonici*）」<sup>7</sup>や『フェロ・リアル』、『七部法典』の章（編・部）立てとその順に従っていること、サラマンカ大学の教師と生徒が教皇に聖職禄を要求する文書でオスマヤその他ソリアの教区の学生の名が確認されていること、そして 1257 年にピサの使者がアルフォンソ 10 世をローマ王（神聖ローマ皇帝）に任命した地がまさにソリアであったことを挙げているが（Pérez Martín 2006 : 125-126, 128）、ソリアでの普通法の普及を裏付けるにはいささか根拠に乏しいように思える。そこで、マルティネス・ディエスが明らかにした、ソリアの拡大フェロを構成する 577 の条文の法源（150 条：『フェロ・リアル』<sup>8</sup>、120 条：クエンカのフェロ、307 条：1120 年ソリアの簡易フェロと諸特権）とその相関関係に基づいて（Martínez Díez 1969 : 548-551, 555）、ソリアへの普通法伝播の証明を試みる。マルティネス・ディエスによると、ソリアの拡大フェロの 577 ある条文のうち、クエンカのフェロを法源とし、かつ『フェロ・リアル』と共通のものはわずか 2 つしかない。そして、そのうちのひとつは無遺言死亡者の遺産に関する第 296 条である：

#### ーソリア第 296 条

「親族のいない者が自身の財産を遺贈する場合、それを行うことで権利は行使される。また遺言を残さずに死亡する場合、家畜の五分の一が故人の教区に与えられ、教区に住まず別の場所に居住する場合故人の主人のものとなる」（Sánchez 1919 : 107）

#### ーフェロ・リアル第 3 編、第 5 章、第 3 条

「死亡した者に親族が一人もおらず、[故人が] 自身の所有物を遺贈する場合、それを行うことで権利は行使される；また遺贈を行わない場合は、すべて国王が手にする」（Martínez Díez 1988 : 321）

7 「グラティアヌス教令集」、「グレゴリウス 9 世教皇令集」（1234 年公布）、「第六書」（1298 年公布）などのカノン法典を包括的に校訂し、出版認可され、「カノン法大全」と名づけられたのは 1580 年のことである（勝田有恒他 2004 : 145-146）。

8 そもそも『フェロ・リアル』の編纂でカスティーリャ地域のフェロが『フェロ・フスゴ』とともにモデルとなったため、ソリアの拡大フェロを構成する 150 の『フェロ・リアル』の条文には、ソリアのフェロやクエンカのフェロからとった条文も含まれる。



クエンカ第9章、第9条

「誰かが遺言を残さずに死亡し、その故人に近親者がいる場合、[その近親者が居住する] 教区は、[その近親者が] 相続する家畜のうち乗用馬を除いたすべての家畜、すなわち羊、去勢牛、雌牛、その他の五分之一を受け取る。それ以外はその近親者が受け取り、教区はけっして受け取ってはならない。近親者は故人の遺骸を自由に葬ることができる」(Valmaña Vicente 1978: 88)

上記の3条文を比較すると、ソリアのフエロ第296条の最初の部分は『フエロ・リアル』の前半部分と、後半部分は最後を除いてクエンカのフエロと一致するものの、『フエロ・リアル』とクエンカのフエロに至っては内容および記述の一致が見られない。さらに、マルティネス・ディエスが証明したように、ソリアのフエロに用いられた『フエロ・リアル』の150の条文がクエンカのフエロの120の条文のひとつとも一致していない(Martínez Díez 1969: 551-554)。

確かに興味深い点ではあるが、普通法としてのローマ・教会法の普及という観点からディラードの記述(Dillard 1993: 128-129)にしたがってフエロの規定を確認すると、次の点が明らかとなる: 1) 西ゴートの法伝統が残る旧レオン王国地域では、早くは12世紀ごろから、法定相続分を保証したうえで、場合によっては上限を設けて相続人以外への遺贈(manda)を認めるフエロが確認される<sup>9</sup>、2) 一方、クエンカやソリアを含む旧カスティーリャ王国地域のフエロが遺贈に関してようやく規定するようになったのは13世紀末のことである。

さらに、婚約者の死亡による婚約解消の場合の財産の帰属に関する規定で、クエンカのフエロとソリアのフエロがともにローマ法の「ley del ósculo(接吻制)」(接吻の有無に基づき男性からの贈与物の帰属が決定する)を採用していることを付け加えたい:

---

9 Fuero de Salamanca 31 · 34 · 213 · 304-305; Fuero de Ledesma 7-10: Castro, A. y Onís, F. (eds. y estudios). *Fueros leoneses de Zamora, Salamanca, Ledesma y Alba de Tormes I*, Madrid. 1916. ps.92-93 · 155 · 189-190 · 217-218; Fuero de Oviedo (1145) 25; Fuero de Avilés (1155) 23 · 24 citados por Dillard, H.; *La mujer en...* ps.70-71 · 77.

－クエンカ第9章、第6・7条

「女性婚約者が結婚式を挙げる以前、あるいは婚姻が成立する以前に死亡した場合、男性婚約者は衣類と〔女性婚約者に〕贈与した物すべてを受け取る。逆に、男性婚約者が死亡した場合、女性婚約者は嫁入り衣装すべてを受け取ること。」

「婚姻が成立し、女性が処女性を喪失した後は、衣類は、夫がいつ死亡しても妻のものとなる。」（Valmaña Vicente 1978 : 88）

－ソリア第294条

「…女性婚約者が婚礼の前に死亡する場合、男性婚約者は婿資と〔彼女への〕贈与物すべてを受け取る。そして、男性婚約者が婚礼の前に死亡する場合、女性婚約者は男性婚約者が贈与した物すべてを受け取る。結婚した後に夫が亡くなる場合、妻は婿資と夫が贈与したものをすべてを受け取る。」（Sánchez 1919 : 106-107）

これらの条文にディラードの説明を加えると、ソリアのフエロは、故人からの副次的贈与が、故人との肉体関係の有無を問わず、女性婚約者に帰属すると定め、婚姻成立後であれば副次的贈与も ‘paños’ と記されている婿資も妻の所有物と見なしている。しかし、クエンカのフエロでは、女性婚約者は自身が持参した財産（嫁入り道具）を受け取るものの、故人から贈与された婿資に原則として関与することはなく、故人とすでに肉体関係を結んでいる場合には、副次的贈与の衣類を受け取ることが認められている（Dillard 1993 : 77-78）。婿資が適用対象となるか否かの点で異なるものの、両フエロが「ley del ósculo（接吻制）」を採用している事実は、遺贈と併せて、普通法としてローマ法が局地法に影響を及ぼした可能性の例として示すことができる。

## 5. まとめにかえて

ヨーロッパ各地で見られた普通法（ユス・コムーネ）としてのローマ法の継受は地域による偏差があり、ローマ法の伝統を受け継ぐ西ゴート法の伝統があるイベリア半島では、ローマ法の「復活」と見なす方が妥当であるように思える。また、13世紀のカスティーリャ王国には、「俗西ゴート法」が効力を持つ旧レオン王国地域やモサラベ人口の多いアンダルシア、西ゴートの

法伝統が希薄で法規範の大半が不文法であったカスティーリャ王国地域のように地域により特徴が異なり、局地法におけるローマ法の復活も一様ではないことは容易に推測される。さらに、同じ地域の中でも都市や規定内容により異なる。その一例として「殺人犯の妻」の連帯責任に関する規定を挙げる。カスティーリャ王国地域には、主に経済面で妻に夫が犯した殺人の連帯責任を求めるフエロと、ローマ・西ゴート法の原則に基づいて殺人犯の妻に連帯責任を負わせないフエロが存在する。本稿で取り上げたクエンカのフエロやソリアのフエロは前者であり、クエンカのフエロはその理由を第 15 章、第 11 条で以下のように述べている：

「なぜなら、妻が夫のもたらす収入に通常満足している場合、時には夫の故に財産を失うことに我慢することも当然だからである。同じ喜びを分かち合う者が、訪れる悲しみをも分かち合うことは公正である」  
(Valmaña Vicente 1978 : 145)。

ここで、「クエンカやソリアのフエロが妻の連帯責任を謳う規定では普通法の影響を受けなかった」と結論付けるのは早計である。妻に求められる贖罪金に被害者家族に対する賠償金の性格に加え、公権力に対して支払われるべき罰金の性格が付加されており、これには都市における国王収入の増加を図る国王の意図を見てとることができる。考察する際には様々な要素を考慮する必要があり、各フエロの詳細な考察は別稿に譲りたい。

13 世紀以降の拡大フエロに普通法（ローマ法・教会法）の影響を受けたと思われる規定が散見されるが、婚姻の同意にしても、神判や決闘裁判にしても、ゲルマンの要素がまだ多く確認され、局地法に普通法が浸透したとは言い難く、先に述べたとおり、その兆候が表れ始めたと思なす方が適切である。唯一普通法を主たる法源とした『七部法典』にもいまだ効力はなく、1348 年にアルカラ法でアルフォンソ 11 世 (Alfonso XI, 1311-50, 位 1312-50) が法の適用順位を定め、その法的効力を認めるまで待たなければならない。

#### 参考文献

García-Gallo, Alfonso. "El libro de las Leyes de Alfonso el Sabio. Del Espéculo a las Partidas". *Anuario de Historia del Derecho Español*, títulos XXI-XXII (以下 A.H.D.E. 21-

- 22), 1951-1952. pp.345-451.
- Dillard, Heath. *La mujer en la Reconquista* (Trad. Concepción Fernández). Madrid. 1993. (original : Daughters of the Reconquest. Cambridge University. 1984.)
- Martínez Díez, Gonzalo. “El Fuero Real y el Fuero de Soria”. *A.H.D.E.* 39, 1969. pp.545-562.
- Martínez Díez, Gonzalo (ed. y análisis crítico). *Leyes de Alfonso X II Fuero Real*. Ávila. 1988.
- Pérez Martín, Antonio. “El Derecho común y el Fuero de Cuenca”. *Glossae European Journal of Legal History*. 8, 1996. pp.77-110.
- Pérez Martín, Antonio. “El fuero de Soria y el Derecho común”. *A.H.D.E.* 75, 2006. pp.119-135.
- Rela Academia Española. *Fuero Juzgo o Libro de los Jueces*. Madrid. 1815. (Edición Fac-simil. Valladolid. 1980)
- Sánchez, Galo (ed. Y estudio). *Fueros castellanos de Soria y Alcalá de Henares*. Madrid. 1919.
- Tomás y Valiente, Francisco. *Manual de Historia del Derecho Español* (4ªed.). Madrid. 2007.
- Valmaña Vicente, Alfredo (introd., trad. y notas). *El Fuero de Cuenca* (2 ed.). Tarancón. 1978.
- 勝田有恒、森征一、山内進編『概説 西洋法制史』京都：ミネルヴァ書房、2004。
- 山田信彦『スペイン法の歴史』東京：溪流社、1992。

#### オンライン参考資料

- García Díaz, Jesús. “El reflejo del ideario jurídico-político de Alfonso X de Castilla en su proyecto legislativo”. *Revista de estudios histórico-jurídicos*. No.42, Valparaíso. 2020. ([https://www.scielo.cl/scielo.php?script=sci\\_arttext&pid=S0716-54552020000100289](https://www.scielo.cl/scielo.php?script=sci_arttext&pid=S0716-54552020000100289)) [最終閲覧日] 2022-01-18